

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたため、同法第95条の規定により公告します。

また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したため、同法第99条の規定により公告します。

令和2年9月24日

京都市長 門川 大作

1 公売（競り売り）参加申込期間

令和2年9月25日午後1時から同年10月12日午後11時まで

（ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く。）

2 公売（競り売り）期間

令和2年10月16日午後1時から同月18日午後11時まで

（ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く。）

3 公売の場所

ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム上

4 公売の方法

期間競り売り

5 最高価申込者の決定の日時

令和2年10月19日午前10時

6 最高価申込者の決定の場所

ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム上

7 売却決定の日時

令和2年10月19日午前10時

8 売却決定の場所

京都市行財政局市税事務所納税室納税第二担当

9 買受代金の納付期限

令和2年10月26日午後2時30分

10 買受人の資格その他の要件

国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。

11 公売財産上の質権者，抵当権者等の権利内容

公売財産上に質権，抵当権，先取特権，留置権その他公売財産の売却代金から配当を受け取ることができる権利を有する者は，売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。

12 公売財産の表示，公売保証金額及び見積価額

別紙のとおり

13 その他事項

(1) 公売財産の入札に参加をしようとする者（以下「入札者等」という。）は，公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続が必要です。

(2) 公売保証金の納付は，自己名義などのクレジットカードによる納付によるものとします。ただし，本市では，「公売参加者がヤフー株式会社に対して，クレジットカードによる公売保証金納付及び返還事務に関する代理権の付与並びにクレジットカードによる請求処理をヤフー株式会社の必要によって第三者へ委託し，公売保証金取扱事務に必要な範囲で公売参加申込者の個人情報<sup>を</sup>当該委託先へ開示することの承諾及びインターネット公売が終了し，公売保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消さないことに同意していること」を条件としたヤフー株式会社を代理とするクレジットカードによる納付に限るものとします。

(3) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し，売却決定を行います。

なお，最高価申込者の決定に当たっては，最高価申込者のYahoo! JAPAN IDを最高価申込者の氏名（名称）とみなします。

(4) 公売財産の取得時期は，買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は，買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので，取得後の毀損，焼失等による損害の負担は買受人が負います。

なお，公売財産の引渡しは，買受代金納付時の現況有姿で行います。

(5) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は，買受人の負担となります。

(6) 本市は，公売財産について瑕疵担保責任を負いません。

(7) 落札された公売財産は，いかなる理由があっても返品できません。

(8) 公売財産の詳細を記載した公売広報は，行財政局市税事務所納税室納税第二担当（京都市役所分庁舎1階）に備え付けています。

- (9) ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがあります。
- (10) 入札者等が自己に関わる情報等を第三者に知られ、又は不正に使用される等により生じた損害について、本市は何ら補償しません。
- (11) その他については、京都市インターネット公売ガイドラインによります。
- なお、その内容については、京都市の公売のホームページで閲覧することができます。

※問合せ先 京都市行財政局市税事務所納税室納税第二担当（左京区担当）

TEL (075) 222-3446

(別紙)

公売財産の表示，公売保証金額及び見積価額について

売却区分M022001，公売財産（名称等）金貨付きブレスレット

見積価額159,000円，公売保証金16,000円

※ 問合せ先 京都市行財政局市税事務所納税室納税第二担当（左京区担当）

TEL (075) 222-3446

(市税事務所納税室)